

国名	イタリア	
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	報酬方式（1995年までに労働を開始した者に適用。いずれにせよ、2011年までの保険料分に関してのみ）	拠出方式（1996年1月1日以降の保険料納付分について適用。ただし、1995年までに18年以上の保険料納付期間がある場合を除く）
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	◎被用者 ◎自営業者の大部分 ×無職（ただし△主夫・主婦）	
保険料率	保険料率：被用者については33%，自営業者については、年齢，居住地，所得，他の保険制度への加入状況などに応じて20.1%～31.72%（2016年）。	
支給開始年齢	2018年から原則66歳（ただし、平均余命の伸びと連動させる形でさらに調整される） <例外> ・繰上年金（2016年から2018年に関しては、原則として、男性42年10か月，女性41年10か月以上の保険料納付期間があれば年齢を問わない。また、女性については、別途優遇措置がある） ・重労働従事者は2011年年金改革前のシステムを適用。	
基本受給額	下記「給付の構造」参照。	
給付の構造	報酬に直接関連する「報酬方式」で算出。 【受給額】 現役時代の年収額の平均×保険料納付年数 （最高40年）×支給率（原則2%）	納付した保険料額を年金受給額の算定の基礎として用いる「拠出方式」で算出。 【受給額】 拠出総額×転換指数 ※拠出総額は、年収に算定率（被用者の場合33%）を乗じた額を、全就労期間について合算する。転換指数は、支給開始年齢が高いほど高く設定されている。
所得再分配	下記「国庫負担」参照。	
公的年金の財政方式	賦課方式	
国庫負担	最低手当やみなし拠出など、保険料に対応しない給付が支給される場合。	左に同じ。ただし、下記のように、最低手当の保障はない。
年金制度における最低保障	低年金者かつ低所得者については、①最低手当（trattamento minimo, 最大月額501.89ユーロ，2016年）まで、および、②60歳以上について、年齢別に社会的増額措置（maggiorazione sociale, 月額25.83ユーロから136.44ユーロまで，2016年）までの増額等がある。	拠出方式で支給される老齢年金については、左のうち、②のみ存在。
無年金者への措置	イタリア在住の65歳7か月以上の低所得者（単身者では年収5,824.91ユーロ以下，2016年）には、社会手当（assegno sociale）を支給（月額448.07ユーロ×13か月分，2016年。ただし、手当の満額と（前掲年収を13か月で割ったものとの差額を支給）。	
公的年金と私的年金	補足的保障制度（previdenza complementare）により公的年金を補完。また、伝統的に退職手当（trattamento di fine rapporto, TFR）と呼ばれる退職金制度も存在。	

イタリアの年金制度

中益陽子 (亜細亜大学法学部准教授)

1. 制度の特色

イタリアの公的年金制度は、賦課方式で運営される強制加入の公的年金制度を1階部分として、積立方式で任意加入の民間年金制度(補足的保障制度と呼ばれる)を2階部分として整序されている。

公的年金制度の対象者は、基本的に就労者のみであり、日本のような国民皆年金の発想を現在もっていない。ただし、この場合の就労者とは、広く自営業者を含む。現行では、伝統的なタイプの自営業者(自営農、職人、商人)のほか、準従属労働者とよばれる新しいタイプの労働者(法的には自営業者に分類されるものの、経済的・社会的従属性の点では被用者と同視される者)などにも公的年金制度への加入を義務づけている。

イタリアの制度の特色としては、納付した保険料に年金額を連動させる「拠出方式」(いわゆる概念上の拠出建て方式)という年金算定方式を採用していることも挙げられる。同様の方式は、スウェーデンやポーランドなどでも採用されているが(いずれも1999年の年金改革において)、イタリアでの採用は、1995年のディーニ改革のときであり、他国に先んじる形になった。ただし、それまでのイタリアで採用されてきた報酬ないし所得に直接に関連させて年金給付額を決定する方式(「報酬方式」と呼ばれる)も完全には廃止されていない(後述4参照)。なお、こうした年金算定方式の適用は、労働者か自営業者かによって区別されない。つまり、自営業者であっても、報酬比例で社会保険料を徴収し、報酬比例ないし保険料比例(前述の通り、保険料は報酬に比例するため、間接的には報酬比例)の年金が支給される。

なお、従前のイタリアの制度には、保険事故の点にも特徴があった。つまり、イタリアでは、老齢、障害および被保険者死亡の場合に年金を支給するほか、一定の保険料納付期間と労働からの引退を要件として支給される「年功年金」が存在した。しかし、この年功年金は、高齢者の所得保障という点で、実質的な機能が老齢年金と重なることもあり、2011年

のフォルネーロ改革(本誌31巻1号「イタリアの年金制度」を参照)で廃止されている。

2. 沿革

イタリアの公的年金の端緒として挙げられるのは、肉体労働従事者に対して老齢給付を保障した1898年の全国保障金庫の創設である。もっとも、この全国保障金庫への加入は任意であり、強制保険への転換は1919年だった。当時の制度概要は、月収350リラ以下の労働者(一部自営業者も含む)に対して、老齢年金、障害年金および遺族年金を支給するというものである。1919年に確立した同システムは、ファシスト政権下の諸法律によって補完され、その後の制度の基礎となっている。

大戦後の公的年金制度の発展としては、まず被保険者の範囲の拡大が挙げられる。1950年に所得の上限が撤廃され、基本的に被用者はすべて公的年金制度の対象となった。また、1950年代から1960年代にかけては、自営農・小作農・折半小作農(1957年)、職人(1959年)および商人(1966年)にも公的年金制度への加入が義務付けられた。この時期には、低額の年金を一定額まで増額し補完する最低手当の措置も導入されている(1952年)。

1960年代から1970年代には、普遍主義の傾向が強まった。こうした傾向を表すものとして典型的なのは、1965年の社会基金の創設である。社会基金は、1969年導入の社会年金(65歳以上の低所得者に対する給付)の支給など、租税を投入して運営されるものであった。同基金は1989年に廃止されたが、その役割は後述のINPS(全国社会保障機関)のもとに設置された、GIAS(扶助措置・保障事業支援事業)に引き継がれている。

財政のバランスを欠く給付が支給されるようになったのもこの時期である。たとえば、退職直前の5年間の平均報酬に基づいて年金額を算定する報酬方式の導入(1968年)や年齢ではなく退職の事実と就労期間(15年から35年)を要件とする年功年金の導入(1969年)などである。

しかし、こうした「寛大な」措置は、とりわけ少子高齢化の問題が深刻になるにつれ、イタリアの公的年金制度の財政にとって大きな負担になった。1990年代以降の諸改革は、従来の不合理なシステム

を修正し、過度の支出を抑える措置を実施している。このような修正としては、受給年齢の引上げ（男性65歳、女性60歳へ）や保険加入期間・保険料納付期間の拡張（20年へ）といった老齢年金受給要件の見直し（1992年）、1996年1月1日以降の新規採用者に対する拠出方式・新老齢年金の導入および年功年金・最低手当の廃止、ならびに、1995年12月31日までの既就労者に対する年功年金の要件の見直し（年齢要件の導入等）および報酬方式の修正（算定の基礎となる参照報酬を全就労期間の報酬に拡大。以上、1995年のディーニ改革）などがある。また、労働形態を偽って保険料負担を不当に逃れる者が増加したため、いわゆる準従属労働者（法的には自営業者であるが、経済的従属性に鑑みてこのように呼ばれる）に対して強制保険制度が拡張された（1993年）。

他方で、公的年金制度を補完するものとして、補足的保障制度も創設された（1992年）。補足的保障制度の加入者は伸び悩んできたが、2004年にてこ入れのための改革が実施され、現在ではかなり増えつつある（2015年末時点で約650万人となり、2013年末に比べて5.4%上昇）。

3. 制度体系の概要

1で述べたとおり、イタリアの公的年金制度は、被用者および自営業者の大部分を対象とする報酬比例年金である。従来の公的年金制度は、職業ごとに年金事業や年金基金・金庫が乱立してきたが、近年の諸改革により、これを統一し、制度を合理化することが目指されている。無償で家政活動を行う65歳以下の男女（いわゆる主夫・主婦）には、特別基金（主婦保障基金）が用意され、任意加入の途が開かれている。

一方、2階部分である補足的保障制度は、被用者および自営業者、自由専門職を対象とする任意加入の制度である。制度の運営主体である年金基金には、①労働協約や就業規則によって企業単位または職種・職業単位で設立される「閉鎖型基金」と、②銀行や保険会社などによって設立される「開放型基金」がある。①の年金基金の特徴に鑑みれば、補足的保障制度は、企業年金としての性格を含むものといえよう。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

給付算定方式は基本的に2種類ある。就労引退前の報酬にもとづいて年金額を算定する報酬方式と、納付した保険料額に年金額を連動させる拠出方式である。

まず、報酬方式とは、報酬に直接に関連させて給付額を決定する方式であり、具体的な年金の支給額は、下記の式により算定される。

$$\text{年金額} = \text{現役時代の年収額の平均} \times \text{保険料納付年数 (最高40年)} \times \text{支給率 (原則2\%)}$$

年金の支給額の算定となる現役時代の平均年収額は、基本的に全就労期間が参照されるが、拠出期間や労働開始日によって、退職前の5年もしくは10年の年収が算定基礎となる場合もある。

一方、拠出方式とは、納付した保険料の額を基礎とする算定方法であり、次のようになる。

$$\text{年金額} = \text{拠出総額} \times \text{転換指数}$$

拠出総額は、年収に算定率（被用者の場合33%）を乗じた額を、全就労期間についてすべて足して算出する。この拠出額とは、あくまで計算上のものであり、実際に保険料が積み立てられているわけではないことに注意が必要である。転換指数は、年金受給開始時における受給権者の年齢に応じて異なり、受給開始年齢が高いほど、転換指数も高く設定されている。転換指数は、2010年以降3年ごとに引き下げる方向で見直しがされており、2016年1月以降では、57歳の4.246から70歳の6.378までとなっている。

2011年のフォルネーロ改革では、公的年金制度にいつその衡平性をもたせるために、2012年以降の保険料納付分について、完全に拠出方式に切り替えることになった。この結果、納付された保険料と年金算定額方式との関係は、次頁の表のようになる。つまり、現在保険料を納付する現役の就労者で、今後報酬方式のみを適用される者は存在しなくなった。

また、同じくフォルネーロ改革による改正点として、年金受給年齢の引き上げが実施されている。この結果、2018年以降、老齢年金の受給開始年齢は、原則として66歳となる（ただし、年金の受給には、支給開始年齢のほか、年金受給開始時点における従属労働の解消および20年以上の保険料納付を満たす

	1995年までに納付された保険料分	1996年1月1日から2011年12月31日までに納付された保険料分	2012年1月1日以降に納付された保険料分
1995年以前の保険料納付期間18年以上の者	報酬方式	報酬方式	拠出方式
同18年未満の者	報酬方式	拠出方式	拠出方式
1996年以降の加入者	拠出方式	拠出方式	拠出方式

ことが必要である)。

5. 負担, 財源

財源は基本的に保険料で賄うが、保険料に対応しない給付については租税が投入される。

保険料は、労働者のカテゴリーごとに決定される。たとえば、被用者ならば、賃金(税控除前)の33%である(使用者負担23.81%, 被用者負担9.19%, 2016年)。

一方、自営業者の保険料率は、事業収益の多寡や年齢、就業の状態に応じて異なる(職人・商人については、2018年に24%となるよう引き上げが進行中。2016年は、21歳超の職人につき23.10%, 同商人につき23.19%。21歳以下については、税率を3%軽減。一方、準従属労働者等は31.72%)。保険料は、職人や商人、自営業については自営業者自身が全額負担するのに対して、準従属労働者の場合は、保険料の3分の2を注文主が負担し、労働者本人負担分は3分の1のみである。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

拠出方式にせよ、報酬方式にせよ、公的年金制度については賦課方式で運営されている。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、労働社会政策省(2016年2月現在)が担当している。

公的年金制度を運営する中心的な機関はINPS(全国社会保障機関)である。INPSは国から独立した公社であり、すべての民間労働者、公社の職員、自営業の一部などに関する年金事業を担っている。このほか、特殊な労働者や自由専門職(ジャーナリストや興行労働者、医師等)などについては、独自の基金・金庫が存在する。

8. 最近の論議や検討の動向・課題 (今後の見通し, 評価を含む)

イタリアでは、2011年のフォルネーロ改革(本誌31巻1号「イタリアの年金制度」を参照)以降、毎年の安定法(legge di stabilità)を中心に小規模な制度の修正が実施されている程度である。

具体的には、2015年安定法(2014年法律190号)における私的年金制度(補足的年金制度)に対する課税制度の改正(年金基金への代用税率の引上げと、これに対する緩和措置)や、2016年安定法(2015年法律208号)におけるエゾダーティ“esodati”(50歳から65歳までの無年金かつ無職の者で、離職の理由が、企業のリストラ、労働組合との協定、または使用者から勧められたことによる自発的離職のケースという意味の、フォルネーロ改革による造語)救済措置、女性労働者に関する繰上年金措置(35年の拠出要件を満たせば、57歳または58歳で年金受給が可)、年金に関する非課税限度の引上げ、老齢年金受給まであと3年以内の労働者のパートタイム労働者化(従前の労働時間の4割から6割となる代わりに、使用者は、減った労働時間分に相当する保険料額を労働者に支給)等であるが、制度全般にわたる改正は、将来に委ねられることになった。

残された課題としてとりわけ議論となっているのが繰上年金である。フォルネーロ改革の主たる改正点は、老齢年金の受給年齢の引上げであったが、同改革による老齢年金の受給年齢要件は、年を追うごとに徐々に引上げられ厳しくなるため、その反面として、繰上年金の受給者が増加する傾向が現れている。この点、繰上年金の受給にも一定年数の保険料納付が必要であるため、多くの人がこの保険料納付年数要件を満たすようになる近年の方が、改革当初よりも繰上年金増加の傾向が顕著であるとされる。実際、2015年における新たな年金受給件数は、約52

万3000件であったが、そのうち、約14万8000件が繰上年金であって、前年比74%増である。

政府は、繰上年金改正に手を付けたいとの立場を数度にわたって示しているほか、ティト・ボエーリ (Tito Boeri) INPS総裁や下院(「ダミアーノ提案」と呼ばれる)からも、制度改正案が提示されており、今後も、繰上年金をめぐる議論が交わされることが予想される。

このほか、各種社会保障手当の全体的な見直しとの関係で、貧困対策に関する改正法案(2016年2月提出)のテーマとして、遺族年金の削減が挙げられたことが話題になっている。しかし、遺族年金にかかる支出が安定的であること、一定所得以上の遺族については、遺族年金額の切り下げがすでに実施されたことなどもあり、さらなる削減には全体的に批判が強い。